

## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守してまいります。

### 1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、財務情報の開示状況、回収可能性等を分析し検討する中で、経営者保証を求めない可能性を総合的に判断します。

### 2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定につきましては、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、資産及び収入の状況、融資額、信用状況、物的担保等の設定状況、また、適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

### 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 既存の保証契約の解除または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継時には、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について丁寧かつ具体的に説明を行います。  
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に検討し判断します。

### 4. 経営者保証を履行する時の対応について

- (1) 経営者保証における保証履行を求める場合には、経営者たる保証人の資産状況、経営責任、標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して履行の範囲を決定します。

令和6年3月29日  
松本ハイランド農業協同組合